

新型コロナウイルス感染(疑い)時の手続き等について

2021年9月30日

東京都立大学管理部教務課

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」(以下「学校感染症」)となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱等の風邪の症状が見られる場合も、当面の間は「出席停止」として取り扱うこととしています。

○ 出席停止とは

「履修の手引」に記載があるとおり、インフルエンザ、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三日はしか)、水痘(水ぼうそう)、結核など、学校保健安全法に定められた感染症に罹患した(疑いを含む)場合は、法律に基づき、出席停止の措置を取ることとなります。

○ 新型コロナウイルス感染時や体調不良時の手続きについて

新型コロナウイルスに感染(疑い含む)した時は、速やかに大学に連絡してください。発熱等の風邪の症状が見られる場合も、無理をせずに自宅で休養し、速やかに大学に連絡してください。上記に準じる場合も、ご相談ください。大学への連絡方法は下記のとおりです。

○ 大学への連絡方法

2021年度後期より、所属・年次に関わらず共通の入力フォームから連絡することとなりました。

大学の公式ホームページ <https://www.tmu.ac.jp/news/topics/24000.html> に掲載中の

「**【学生向け】新型コロナウイルス感染症対策について(まとめ)**」に入力フォームの情報が記載されています。あわせて、同文書に記載の「**大学に連絡する場合のフロー**」も確認してください。

- ④ 出席停止に係る履修上の配慮を希望する場合は、「体調不良・濃厚接触者報告用フォーム」の「大学での配慮が必要な事項の有無」を「有」、「大学での配慮が必要な事項」として「**教務**」を選択してください。
- ④ 治癒後は「治癒報告フォーム」にて速やかに報告してください。報告しないと履修上の配慮を受けることができませんので、ご注意ください。

○ 出席停止期間中の期末試験について

出席停止期間において、期末試験を受けられなかった学生は、追試験が認められる場合があります。追試験の申請は、当該試験日の翌日から起算して3日(土日・祝日を除く)以内です。

(追試験は授業担当教員の判断により、実施されない場合もありますので注意してください。)

- ④ 追試験を希望する場合は、「体調不良・濃厚接触者報告用フォーム」の「出席停止期間中の期末試験の有無」を「有」にし、「試験日、時限、授業番号、科目名」欄に必ず入力してください。